

令和3年11月30日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

1. ガス機器・石油機器に関する事故
該当案件なし
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故
該当案件なし
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 10 件
（うち電気温風機1件、食器洗い乾燥機1件、
食器洗い機（ビルトイン式）1件、リチウム電池内蔵充電器1件、
シュレッダー1件、電子レンジ1件、LEDランプ（電球型）1件、
食器洗い乾燥機（ビルトイン式）1件、
パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件、
電動アシスト自転車1件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当：加藤、鈴木、笹島

電 話：03(3507)9204（直通）

F A X：03(3507)9290

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別 紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

該当案件なし

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

該当案件なし

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100642	令和3年11月9日	令和3年11月25日	電気温風機	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202100643	令和3年11月14日	令和3年11月25日	食器洗い乾燥機	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	千葉県	
A202100644	令和3年5月9日	令和3年11月25日	食器洗い機(ビルトイン式)	火災	当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	製造から25年以上経過した製品 令和3年11月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年5月14日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対して嚴重注意
A202100645	令和3年11月14日	令和3年11月25日	リチウム電池内蔵充電器	火災	当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	広島県	
A202100646	令和3年11月15日	令和3年11月25日	シュレッダー	火災	事務所で当該製品で細断中、紙詰まりしたため電源スイッチの操作を繰り返したところ、爆発を伴う火災が発生した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。	埼玉県	
A202100647	令和3年11月6日	令和3年11月25日	電子レンジ	火災	当該製品を使用中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	北海道	令和3年11月26日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100648	令和3年11月3日	令和3年11月25日	LEDランプ(電球型)	火災	店舗で当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202100649	令和3年11月7日	令和3年11月26日	食器洗い乾燥機(ビルトイン式)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	製造から15年以上経過した製品 令和3年11月18日に消費者安全法の重大事故等として公表済
A202100650	令和3年10月18日	令和3年11月26日	パワーコンディショナ(太陽光発電システム用)	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年11月17日
A202100651	令和1年11月8日	令和3年11月26日	電動アシスト自転車	重傷1名	当該製品で走行中、バランスを崩し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。	香川県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和3年11月17日

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件

該当案件なし